

**【声明】長時間過密労働を野放しにし、
職場の共同性を破壊する給特法等改定案の成立に断固抗議します**

2025 年 6 月 11 日 長野県高等学校教職員組合

6 月 11 日、「公立の義務教育諸学校等における教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）」とその関連法案が参議院本会議で可決成立しました。

改定給特法の最大の問題点は、公立学校の教員の膨大な時間外勤務を「時間外在校等時間」というあいまいな概念で労働時間として認めず、時間外勤務手当不支給の仕組みを温存したままにすることで、労働基準法の大原則との根本的な矛盾を放置したことです。給特法では公立学校の教員には原則として「限定 4 項目」以外の超過勤務を命じないとしていますが、現実の学校現場では膨大な時間外勤務をせざるを得ない状況が続いています。2019 年、文科省は「学校における働き方改革」の議論の中で教員の時間外勤務は教員による自発的な業務であるとする「時間外在校等時間」という苦し紛れの概念を作り出しました。今国会での議論により衆議院での修正で月 30 時間までの「時間外在校等時間」は容認するとともにとれる付則がつけられたことは、労働基準法の原則を踏みにじる矛盾を固定化する危険があり容認できません。また、今までの指針の時間外在校等時間の上限 45 時間を超える教員が小学校で 6 割、中学校で 7 割を超えている実態から、時間外在校等時間を 30 時間に見せるための時短ハラスメントや持ち帰り残業の増加も危惧されます。

日本の教職員の長時間過密労働は、国際的にも特異なものです。CEART（ILO/ユネスコ教員の地位勧告適用合同専門家委員会）は、「所定労働時間を超える労働について適切に報酬を支払う透明性のある制度を工夫すること」と日本政府に勧告しています。無定量化時間外労働の放置は、許されません。

さらに「処遇改善」とされた教職調整額の引き上げは、長時間過密労働の解消とは無関係です。全員に一律支給されていた義務特手当を削減し、「学級担任手当」を支給するなどの「メリハリ賃金」と「主務教諭」の創設は、職場の管理統制が強められ、教職員が分断されることにより教育そのものが破壊されることが懸念されます。決定的な矛盾を残したまま不十分な審議で採決されたことに断固抗議するものです。

国会審議を通して「授業時数の削減」や「教職員定数の標準を改定」を盛り込まざるを得なかった附帯決議は重要である一方、「措置を講ずる」とするだけで、措置の中身をどのように具体化するのかは明言していません。私たちが求めているのは、確実に実効ある基礎定数の改善と持ち授業時数の上限設定です。そのために今後とも様々な場面で要求を強めて行く必要があります。

政府の示した「時間外在校等時間」の縮減と処遇改善等の具体化は、各自治体に丸投げされました。今後、たたかいの舞台は各自治体となり、改定法案の条例化を許さないことが重要です。とりわけ「主務教諭」の創設と義務特手当の削減を原資とした学級担任手当などの賃金による差別化、特別支援教育にかかわる「給料の調整額」の半減に反対するとりくみを強める必要があります。

子どもたち一人ひとりの成長と発達に寄り添った教育を実現するために、長時間過密労働の解消は絶対条件です。ゆきとどいた教育を実現するため、教育政策の転換と教育予算増の実現をめざすとともに、改定法案の条例化を許さないたたかいに全力をあげる決意を表明するものです。

以 上